

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和三十三年三月二十九日(土曜日)午後三時四十五分開会

委員の異動

本日委員片岡文重君辭任につき、その補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

左藤 義詮君

西川基五郎君

小笠原三三男君

平林 剛君

天坊 裕彦君

青木 一男君

岡崎 眞一君

堀見 俊二君

土田国太郎君

廣瀬 久忠君

山本 米治君

大矢 正君

栗山 良夫君

杉山 昌作君

前田 久吉君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局法規課長

大蔵省主税局長

国税庁長官

事務局長

常任委員

会専門員

白井 勇君

佐藤 一郎君

小原 孝次君

原 純夫君

北島 武雄君

木村常次郎君

説明員

大蔵省銀行 有吉 正君

局総務課長 泉 美之松君

国税庁関税部長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○閣議定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(西川基五郎君) これより委員會を開きます。

○理事(西川基五郎君) 議事に入ります前に、委員の異動がありましたので御報告いたします。

○理事(西川基五郎君) 本日付をもって、委員片岡文重君が辭任され、その補欠として、小林孝平君が選任されました。

○理事(西川基五郎君) 次に、理事の辭任についてお諮りいたします。

○理事(西川基五郎君) 本内閣府から、都合により理事を辭任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

○理事(西川基五郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行いたいと存じます。この互選の方法は、成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○理事(西川基五郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○理事(西川基五郎君) 閣議定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、以上五案を便宜一括議題として質疑を行います。

○小笠原三三男君 税法の質疑に入るに当って、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、昨日来の経緯がありますので、二、三点お伺いしておきたい。

第一は、衆議院の段階において、衆議院大蔵委員会が、社会党並びに自民党共同提案になる付帯決議を付してこの法案を通過せしめる旨を決定し、本會議もまたこれを議決して本院に送付されておるのでありますが、その後、いろいろな情報が伝わって、衆議院におけるいわゆる通例院議と称せられる付帯決議が、政府あるいは自民党においてその執行に食い違いが起るような可能性のあるお話を聞か承ったのであります。それ以来、當委員會も、そのありを受けて運営の円滑を欠いたとい

うことは、まことに遺憾に堪えない事実であつたと存じます。そこで、昨日政府側に対しましては、一萬田大蔵大臣のこれは行政上の決裁を要する措置の問題でありますから、大臣の意思を、いわゆる政府のはつきりした付帯決議に対処する方針を承る、その結果いかんによつて、審議を進めていきたいことを重ねて要望しまして、了承されておたつたわけでありました。これは、党と党との問題なり、党と政府の問題なりを委員會で申し上げるということとは、これは筋違いであるかもしれませんが、わが党としましては、けさ國會対策委員會の決定に従つて、政府、すなわち一萬田大蔵大臣に対して、衆議院の院議を尊重すべき旨を申し入れ、その結果については當委員會において冒頭お伺いしたいということにしてあるのであります。とともに、また自民党に対しまして、院議尊重の共同提案の共同責任の上に立つて政府に対して善処方を申し入れしていただくべきであります。で、自民党としましては極力善処したいという旨の返事があるもので、今の段階に立ち至つておるのであります。

そこでこの際、お伺いしたいことは、これは他院のことではあるけれども、わが院においても、この種の事例は今後においても起り得ることであつて、議院の審議権なり、あるいは立法府の行政府に対する権威の上からいっても、この点は問いただしておく必要があると存するのであります。従つて大蔵大臣は、予算委員會に御出席中

で、とうていここに御出席を願えない事情は、われわれも十分承知いたしてゐるのでありますから、従つてこれにかつて、白井政務次官でけつこうでありますから、いわゆる岸政府としての、この衆議院の院議に対して、酒税法による減税分をどう措置されるのか、院議がどう尊重されるのであるか、その方針を承つておきたいと存じます。

○政府委員(白井勇君) ただいま小笠原委員から御質問がありました酒税法に關連いたしましたので、きのう衆議院で付帯決議がついたのでありますが、これは院議でありますので、われわれとしましては十分尊重いたさなければならぬと思つております。けさほどになりまして、また社会党さんの方から、大蔵大臣あてに申し入れがありました。これも十分尊重しなければならぬ問題だと、こゝろ思います。政府部内におきましては、夕べから慎重検討いたしましたのであります。原料価格の騰貴によりまして、減税によりまして値下げと、これを区分して実施することまではできようと思つております。が、長い間問題となつておりました値上げを延期するということは、この際できないという結論に達したものであります。どうかこの点を御了承願いたいと思ひます。

○小笠原三三男君 白井政務次官も、衆議院大蔵委員会における審議の経過を速記録等で御承知になられ、しかも付帯決議を付する際における自民党と社会党との間の話し合いの経過も御承

白井さん、ちょっと。もつと説明をしますと、見解の相違があるうと何だるうと、そういうことはかまいませんよ。今私は講求しているのじゃないのですから。それで院議に沿うておるならば沿うておるといふ御答弁があつてもよし、沿うていないといふ御答弁があつてもよし、沿うていないと言つたから、私は沿うていないじゃないかと、いふふるな重ねた質問はしませんから。もう政府の態度さえ聞けばいいのですから、端的にきちつと答えて下さい。

○政府委員（白井勇君） 私の方におきましては、十分慎重考慮いたしましたので、院議に沿ひましておこたえを申し上げます。

が、それは十二月にすでに製造原価の

変更、具体的には価格の引き上げを行なって参りたいという考え方があったというお話でありますから、当然そのときには、具体的にどの程度の引き上げを行わなければ現在の段階では製造業者のコストを維持することができないという結論が出ているものと思われのですが、しかもそれからすでに三ヶ月を経過しているのでありますから、先ほど来申し上げておりますように、一石ないしは一升当りの製造原価はどの程度引き上げるべきであるかという具体的な数字というものが出ないという事はないんじゃないかと思うんですが、長官、ちょっと私は理解できない、どうですか。

○政府委員（北島武雄君） この席でございましてからはつきり申し上げますが、実は昨年の十二月に公定価格の改正を考えておりましたときには、しょうちゅう、二十五度ものでございしますが、それから合成清酒、二級、これにつきましてともに一弁当り十度程度の値上げが必要だところ考えました。ただその後、実は蒸留酒につきましては、価格をできるだけ引き上げないという方針のもとに糖蜜の緊急輸入を行いました。これが相当その後原価に響いて参っております。それからまたすでに、糖蜜を入れても手おくれな向きもあつたわけでありましたが、糖蜜が輸入されるというので、これに伴つて切りばしイモが若干下つております。こういう点も考慮いたしますと、ただいま申し上げた昨年の十二月に想定いたしましたのよりも、これは原価の上昇は少い、こういうふうに考えております。

○大矢正君　　そうすると、あなたの御意見からいくと、しょうちゅうないし

は、昨年のは、合成清酒は、製造原価において、あるいはまた販売諸掛りにおいて十四程度引き上げなければならぬ、一升あたりですね。

○政府委員（北島武雄君） 十二月に

○大矢正君　それで、そうなって参りますと、合成清酒あるいはしょうちゆり以外の清酒の面を考えてみた場合に、先ほどあなたの御意見の中には、米それ自身の値上りがある。もちろんアルコールの値上りもあるというふうになりますと、清酒、合成清酒ないしはしょうちゆりだけ製造原価が値上りすればよいということじゃなくて、たとえば清酒の中の特級あるは一級等々についても同様な考え方が出てくるんじゃないかと私は考えるのであります。その点はどうでしょう。

○政府委員(北島武雄君) その点はまだ微妙な点がございしますが、私どもやっぱり率直に原価の値上りは認めななきやならないんじゃないかと思つて作業いたしております。

○大矢正君　そうすると、清酒の特級、一級、それから合成の一級等について考えてみた場合には、減税のあるなしにかかわらず、製造原価は上げなければならぬという結論が出て参る

ますと、具体的には小売価格の面において上昇を来たという結果が出て参りますが、この点はどうですか。

○政府委員（北島武雄君） 率直に申し上げますと、清酒の特級、一級はこの際上げますと、

遠慮してもらふ。製造者価格につきましては値上げは考えておりません。二級酒につきましてやっぱり若干製造者価格につきましては上昇を要するのではないかと考えております。

○大矢正君 清酒の特級、一級あるいは合成酒の一級というものは、実際的には今日の段階で製造原価の引き上げを行わなくてもよろしいという根拠は一体どこにあるのか。私はどうも不可解なであります、少くともかりに

政府の方針が承認をされて、下級酒の値下げが、減税によるところの値下げが断行された場合には、当然上級酒が売れなくなつて、これが下級酒に向けられるということは考えられると思ふのでありますが、そうすると、ますます上級酒の立場というものは窮屈になつて思ふのであります。決してこれとは、私は上級酒の酒屋を保護するとか、そういう意味で申し上げておるののではなくして、酒税全体の理論として、酒の原価の理論として申し上げておるのであります。こういう面では

まず特級、一級あるいは合成の一級等についても製造原価を引き上げなければならぬという要素が将来において起って参りますし、そのことによって実質的には下級酒だけの値下げになる

くして、上級酒も値下げをしなければならぬ。その値下げの分で云々というような立場が生れてくるんじゃないかという気がするんですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(北島武雄君) 清酒の特級、一級につきましても、実は申しませうれば、多少の原価の増があるわけでありませう。しかしこれらもともと清酒の特級、一級につきましては、原価の

格差に比べまして価格の格差が比較的高いのでありまして、この際製造者価格特級及び一級については、これはがまんしてもらうのがよからう、こういうふうに考えております。

○大矢正君 今政府が考えているのは、製造原価の引き上げということだということは大體了承しましたが、製造原価の引き上げに伴うところの小売価格の引き上げというものをいつごろから実施するということを持ってお

○大矢正君　租税特別措置によつて、

特に二十度しよりちやうの税率軽減と
いう特例が設けられておりますが、こ
ういふものも製造原価の引き上げとい
う形において製造原価が上げられると
いう解釈になるのですか。

○説明員(泉美之松君) 二十度しゅうちゆうにつきましては、原価の高騰は同様な理由がございますので、これを認めなければならぬ状態でございます。

○大矢正君 それから公定価格以外の内容ではありますが、果実酒とか雑酒、こりいうものについての内容であります、これらは実際問題として公定価格ではありまじから、小売価格とい

うものはいかようにもきめられてもよろしいかと思いますが、もし政府がこういうものに対して減税が行われようとする段階において、こういうものは、もし減税が行われたと同様な金額

が販売価格の面において下るといふ見通しがあるかどうか、あるいはまたそういふ見通しはないと考えられるか、その点承わっておきたいと思います。

○説明員(泉美之松君) この点につきましては、日本洋酒酒造組合という業

者の加入しております組合がございますので、その組合を通じて特に大業者の方からは減税の際におきまして、その減税相当部分を消費者の受益額になるように還元いたしますという誓約書を徴しまして、同時に減税法案が実施されましたならば、こういうような値段にいたしたい、と値段を提出させまして、その値段につきまして検討を加えまして減税が消費者に影響するようには行政指導を行なっております。

○大矢正君　たとえばしゅうちゅうを例にとりますと、三十五度から二十度

までの段階において、製造原価というものが具体的に割り出されておりますが、かりに国税庁の長官の理論をかりて言いますと、二十五度を基準にして十円の製造原価引き上げを行いたい

と、こりいう立場の表明であります。これは三十五度の場合も、あるいは三十度の場合も一律に十円の製造原価の引き上げというものを行う考え方です。かどうが、その点お伺いしたいと思ひ

ます。

○説明員(泉美之松君) 先ほど長官からお答え申し上げましたのは、昨年の十二月の際におきましては、一升あたり十円程度上げたいと思つたといふことと

でありまして、その後長官がおっしゃいましたように、糖蜜の緊急輸入といふことによりまして原価——糖蜜によりましてアルコールを作りますと原価が下がります。糖蜜輸入ということによ

りましてはしカンシが下ります。ト
ウモロコシの値段も下ります。そう
いったらんな原料が安くなった事情
がありますので、今回におきましては
十円上げという幅より、かなり狭い
幅になる見込みでございます。そうい
うことでございまして、アルコールの
値段が上りますだけに、二十度しよ
うちゅうには二十度割合、二十五度
しようちゅうにつきましては二十五度
割合、三十五度しようちゅうにつき
ましては三十五度割合で原価が大体
その割合に上っていくという、アル
コール度数の割合で上っていくとい
う勘定になるわけでございまして。

○大矢正君 話を承りますと、製造
原価の引き上げというものは、可及的
すみやかに行わなければならないとい
う説があるやに承っておりますが、
先ほど来聞いていると、十二月を基準
、十二月を基準と、盛んに十二月を固執
されるようでありますが、それでは、
十二月という言葉は使わないで、ごく
最近の製造原価の引き上げというもの
をどの程度見込まれているのか、この
場で明らかにしておいていただきた
い。

○政府委員(北島武雄君) 十二月と申
しましたのは、なまイモの手配がほと
んど済んだ、そうして主たる原料で
あるなまイモの価格の高騰が明らかに
見込まれたときでございまして、ただ
その後先ほど御答弁申し上げました
ように、糖蜜の輸入及びこれに伴うと
ころの切りばしカンシの値下り等に
よりまして、若干また見直す必要が生
じておるわけであります。先ほど申
し上げましたように十二月と考えて
おりましたし、うちゅう二十五度、合

成清酒二級一升当り約十四見当の消費
者価格の値上りというものは、これは
相当大幅に縮まってくるというわけ
でございますが、まだ最終的には決
定されておられませんので、大体の見当
としてその十二月の考えでおったより
も幅は狭いものだ、という程度で御了
承を願いたいと思っております。

○大矢正君 製造原価を引き上げなけ
ればならないといういわゆる考え方
は、大体いつごろからお持ちになられ
たのか。そのことを承わっておきたい
と思うのですが……。長い間、製造コ
ストが上ったけれども今日まで押えて
きたので、この辺で製造原価を上げ
て、小売価格の引き上げをまた行わ
なければならぬという考え方になった
のか、それともごく最近に至って製造
原価は上げていかなければならないと
いう気持ちになったのか。まあその二つ
のいずれであるかをこの際承わってお
きたい。

○政府委員(北島武雄君) 蒸留酒につ
きましてはすでに一昨年の六月に値下
げいたしましたのであります。原料価格
の引き下げということで値下げいたしま
した。ところが、これが相当まあ業者
にとつては痛手だったと、こゝろ業者は
言っております。そこで昨年の六月か
ら一般工費の高騰等によりまして相当
苦しくなっているから原価を改訂して
もらいたいという動きがございまし
た。しかし昨年は実はイモの収穫もま
だきまつておりませんでしたから、イ
モの価格がわからないという状況で
ございまして、そういうものは私ど
もはまだ考慮いたさなかつたのであり
ます。秋になりました、はつきりサツ
マイモの収穫減、これに伴いますとこ

ろの価格の高騰というものが確定した
しましたので、やはり至急に上げてい
かなければならないというつもりで作
業は十一月の初めごろからやっていた
のであります。できれば十二月の一日
ごろから実施していきたいというのが
その当時の私の偽わらざる気持であり
ます。

○大矢正君 あなたの方から提示され
た資料を見ますと、ことにそのうちの
合成清酒の二級の一升当りの原価等の
累年比較というものが提示されてあり
ますけれども、これによりまして、昭和
二十九年を頂点といたしまして、販売
諸掛りの面におきまして、また製造
原価の面におきまして、逐年これはコ
ストが低下してきております。これは
一体どういふわけなのか、承わってお
きたい。

たとえば二十九年度の製造原価が百五
十四円二十銭になっておりますが、そ
れが三十二年の原価は百四十四円八十
銭になっておるわけであります。こう
いう点はどうなんですか。
○説明員(泉美之松君) この点はこの
資料で明らかでございまして、原料
料費の面で三十年の際には六十六円十
八銭のが三十二年には五十九円五十八
銭になっております。これはなまイモ
の値段が下つたからでございまして。そ
れと一ま一つはびん代がここにござい
ます。三十五年から三十四年に五円
下つております。こう言つた原価内容
の異同に伴つて値下りになったわけで
ございまして。

○大矢正君 私の聞いておるのは、そ
ういふ内容はあなたに言われなくて
もちゃんとここに出ておるのですか
ら……。その内容を聞いておるのは

なくて、原価が下つておるのに、なぜ
その製造原価が高つくのかというこ
とで、製造原価の引き上げを行わなけ
ればならぬのかというのを聞いてお
るのです。その内容を聞いておるの
ではない。

それからいま一つはイモの値段云々
ということ言いますけれども、イモ
の値段だつてやはり年によつて波があ
ると思ふ。イモの値段は高い年もある
し、安い年もある。それからイモの値
段が上つたからといって即座に製造原
価を上げなければならないという理屈
はないと思ふ。その内容を聞いてお
るのではない。それがイモの原価によ
つて具体的にできておるのですから、
高い場合もあり安い場合もある。こ
れがイモが上つたからと言つて値上げを
するならば、今度来年イモの値段が
下つたら、それじゃもう一回製造原価
の引き下げを行うのかという議論も出
てくるのです。長官、どうですか。

○政府委員(北島武雄君) もちろん原
価を構成するものはイモの値段ばかり
ではございません。ここにございませ
ん。燃料費、労務費、工場経費、一
般管理費等があるわけであります。そ
れらを総合いたしました原価の改訂
の必要ありや否やをなお考えなければ
ならないわけですね。従来の例によ
りまして、原料が下りましたも、下つた
場合においてそれが他の費目と同一条
件であるならば当然下るわけでござい
ますが、ときによりましてあるいは上
下いたしますので、これを全部総合の上最
後のに製造原価を引き上げるやいなや
を決定するわけでございまして。

○大矢正君 製造原価引き上げができ
るかどうかを決定することはまだでき
ないというわけですか。

○政府委員(北島武雄君) ちょっと私
の申し上げ方が悪かつたと思ひます
が、今言つたような原価構成要素の各
費目を検討して、そうして総合的に
上げるのがいいかどうかを検討する
ということを申し上げたのであります
が、今回はすべて総合勘案いたしました
結果、製造原価を改訂しなければな
らない、製造原価を改訂しなけれ
ばならない、というふうに考へておるわ
けでございまして。

○栗山良夫君 今の問題に関連してお
尋ねいたしますが、かりに酒類のマル
公をはずした場合は、実際の市販価格
というものは、あなた方が今おきめ
になった価格より上回るようになると
考へになるのか、あるいはこれと同じ
価格でいくか、あるいは値下りする
とお考へになるか、どういふ御予想で
すか。

○説明員(泉美之松君) この問題はあ
る事態を想定いたしておりますこと
でございまして、なかなかお答えしにく
い問題でございまして、従来の経験から
かんがえますと、今原価が高騰してい
る状況でございまして、その原価が高騰
している市場のもとにおきまして、マル
公を撤廃いたしましたならば、このい
銘柄のもの、名の通つては銘柄のもの
につきます。現在のマル公より上
回つた値段で売られるだろうと思ひま
す。それから現在のマル公のもとにお
きまして、名前が通つていない品質の
落ちる酒はマル公を下回つて売られて
おります。そういう事態はやはり同じ
ように起つて、むしろ現在マル公が
あるから品質の差異があるにもかかわ
らず、いいものと悪いものとの格差が
少いのでございまして、マル公を撤廃
いたしますれば、その格差ははなだ

しくなるであろうというふうに想定いたしております。

○栗山長夫君 私の申し上げたのは、こういう想定をされるファクターの中に一つ織り込むのが抜けていると思うのです、御答弁の中に……。もしマル公をはずせば完全な自由競争になるのです。そうすると、ただいまのマル公というものは生産原価を一応政府が保証していることになるのです。ところがマル公をはずされれば、生産原価の保証というものはありませんよ。そうして激甚なる競争が起きるでしょう。その銘柄ごとに……。そういう場合に一体どうなるのかというその要素を加味して御答弁にならないければほんとうの意味は出ないと思う。

○説明員(泉美之松君) これは御説の通りでございますが、現在しゅうちゅう及び合成清酒につきましては市況がはなはだ悪いものでございますので、出荷規制を行なっております。従ってお話のようにそうむちゃくちゃな競争を起すという事態は想定されませんので、今申し上げましたように出荷規制を行なっている前提のもとにおきましては、銘柄の通つたものは現在のマル公より高く売れるでしょうし、そうでないものは低くなる、従つてその間の格差が大きくなるということを申し上げたのでございます。

○大矢正君 長官に承りたいのですが、最終的に製造原価の引き上げというものの結論、具体的な数字、そういうものはいつ出るのですか。

○政府委員(北島武雄君) これは大臣の御決裁を仰がなければならぬわけですが、また私どもとしては最終的に検討すべき四開の条件が若干残つており

ます。そういうものを総合した上でできるだけ早く結論を出したいと思つております。

○大矢正君 政務次官にお答え願ひたい。

○政府委員(白井勇君) 今、国税庁長官からお答え申し上げましたように、できるだけ早く処理したいと思ひます。

○大矢正君 まだ今日の段階で発表できないというところは、具体的に数字の計算もできていないという立場からそういうのか。他に政治的な考慮があるために、この政治的な考慮の判断が最終的にできていないので発表できないというのかどちらですか。

○政府委員(北島武雄君) もともと公定価格につきましては、実施する前に幾らにするかということをお願いする。これは一般の常識かと存するのでございますが、今回の酒類の場合におきましては、なお未確定な要素が若干ありますので、最終的に大臣の決裁を得ておらない、こういうことでございます。

○大矢正君 政務次官に承りたいのですが、政府の原案によりまして、四月一日から減税を行うという中で、具体的に金額まで予算の中で提示されておるわけでありまして、製造原価の引き上げというものと、それから減税の時期というものは同時に進めるのか、あるいはまた製造原価の引き上げというものはあとに行われるのか、その点承りたい。

○政府委員(白井勇君) 先ほど申し上げましたように、院議も十分尊重しなければならぬし、さればとて引き上げの延びておりましたものを延期する

というふうな操作も非常に困難であると思つておりますが、できるだけ院議を尊重いたしまして、また行政の面におきましても差しつかえがないような程度におきましてできるだけ善処したいと思ひます。

○大矢正君 税法の問題を質問する前に、きのう国税庁長官にお願いをいたしておきました、岸総理大臣の三十二年度の確定申告の所得の内容をぜひ明かにしてもらいたいと私は申し入れたのですが、おそらくきょうあなたから提示があると思ひまして、その資料を待つておるわけでありまして、それによつて、できるならば税法の審議の前にあなたに二・三質問があるのです。それを一つお示しいただきたい。

○政府委員(北島武雄君) 御質問の点につきましましては、直税部長を通じて来ただいままで酒類の公定価格の問題でござんたしてあるような次第でございまして、まだその結果は聞いておらないのですが、多分先ほどの話ではまだ本庁には届いていない、こういうことでございます。

○大矢正君 この税務署の管轄になつていくか知りませんが、飛行機で行かなければならぬほど遠いところでないと思ひますので、そんなに時間がかからない。おそらく税務署管轄は都内だと思ひます。まさか国税庁長官がその税務署まで行つて調べてこなければならぬようなものじゃない。出てくるのですから、そのまゝもつてきてここで発表してもらえばいいのです。あなたの御答弁じやどうも納得できない。

○政府委員(北島武雄君) もちろん私達が税務署に行つて申告書の写しを持ってくるわけに参りませんので、直税部長をして至急その手配をするようにというのを申し上つたのでござい

ます。ただ昨日お話がありましてから、帰つたのが相当おそい時間でありまして、それをもつてさうごたいたしてございまして、税務署はきょうは土曜日でございまして、あるいはきょうに届いてないかと思つて、先ほど直税部長に聞いてみたら、まだ届いておらないようだというのであります。

○大矢正君 そうするといふと、あなたのきのうの御論議では出せるかどうかといふことはまだはっきり申し上げることができない、こういう御趣旨のようでありまして、そういうと、出してくれることだけははっきりしてよろしうございませう。

○政府委員(北島武雄君) これは、私も個人の所得の御申告が幾らだったかといふことはできるだけ申し上げない方がいゝわけでございますが、私ももちろんその方の御本人のためにはあまりご自分の所得内容についても申し上げない方がいゝわけでございますけれども、もし国会の法案の御審議のためにぜひとも必要であるという皆さんの御意見でありますれば、私はもちろん御提示申し上げたいと思ひます。

○大矢正君 どうもおかしいのです。人の部分であればいいやがるもので、何でも新聞にまで出して、二千三百万だとかやれ一千万だとかいつて出して、岸総理のやつだけはこの場で発表できないといふあなたの論議はどうも理解できない。あなたはまだ依然として岸総理の所得というものは二百万以下

だ。だから二百万以上の分は公示できるのだが、二百万以下だから公示できないという判断をもつておられるのか。どうも昨日あなたからの答弁が一貫してないので、二百万以上の収入は私は絶対であると確信している、年間。そうすれば、これは公示するのが当然であるし、すでに他の部分については新聞にまで堂々と発表しているのに、なぜその部分だけは出せないのか。私は、岸さんのいゝゆる所得が二百万以下といふことはとうてい考えられないので、常識ですよ。

○政府委員(北島武雄君) もちろん、確定申告額におきまして二百万以上でありますれば、税法でこれを公示することになつておりますので、そういう方につきましては、御要求がありまして場合には私も申し上げて差しつかえないわけでありまして、私、きのうお話しがありましてから思い起したのですが、去年のたしか今ごろの週刊朝日でしたか、岸さんの所得が幾らという御質問がございまして、たしか私の記憶では、もちろん二百万はこしておつたように記憶しているわけでありまして、おそらくことしの御申告も二百万をこしているのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 これは内容があまり何です。私は深くこのことを申し上げるのには恐縮なんです、この辺をやめますけれども、しかし国税庁長官、あなたは少し誠意がなさ過ぎると思ひます。一旦あなたも約束をして出さうという意思を表明されたのですから、それなのにすでにもう一昼夜たつても出せないなんて——こんなものはそれこそ二百万以上であればすでに公示さ

だ。だから二百万以上の分は公示できるのだが、二百万以下だから公示できないという判断をもつておられるのか。どうも昨日あなたからの答弁が一貫してないので、二百万以上の収入は私は絶対であると確信している、年間。そうすれば、これは公示するのが当然であるし、すでに他の部分については新聞にまで堂々と発表しているのに、なぜその部分だけは出せないのか。私は、岸さんのいゝゆる所得が二百万以下といふことはとうてい考えられないので、常識ですよ。

○政府委員(北島武雄君) もちろん、確定申告額におきまして二百万以上でありますれば、税法でこれを公示することになつておりますので、そういう方につきましては、御要求がありまして場合には私も申し上げて差しつかえないわけでありまして、私、きのうお話しがありましてから思い起したのですが、去年のたしか今ごろの週刊朝日でしたか、岸さんの所得が幾らという御質問がございまして、たしか私の記憶では、もちろん二百万はこしておつたように記憶しているわけでありまして、おそらくことしの御申告も二百万をこしているのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 これは内容があまり何です。私は深くこのことを申し上げるのには恐縮なんです、この辺をやめますけれども、しかし国税庁長官、あなたは少し誠意がなさ過ぎると思ひます。一旦あなたも約束をして出さうという意思を表明されたのですから、それなのにすでにもう一昼夜たつても出せないなんて——こんなものはそれこそ二百万以上であればすでに公示さ

だ。だから二百万以上の分は公示できるのだが、二百万以下だから公示できないという判断をもつておられるのか。どうも昨日あなたからの答弁が一貫してないので、二百万以上の収入は私は絶対であると確信している、年間。そうすれば、これは公示するのが当然であるし、すでに他の部分については新聞にまで堂々と発表しているのに、なぜその部分だけは出せないのか。私は、岸さんのいゝゆる所得が二百万以下といふことはとうてい考えられないので、常識ですよ。

○政府委員(北島武雄君) もちろん、確定申告額におきまして二百万以上でありますれば、税法でこれを公示することになつておりますので、そういう方につきましては、御要求がありまして場合には私も申し上げて差しつかえないわけでありまして、私、きのうお話しがありましてから思い起したのですが、去年のたしか今ごろの週刊朝日でしたか、岸さんの所得が幾らという御質問がございまして、たしか私の記憶では、もちろん二百万はこしておつたように記憶しているわけでありまして、おそらくことしの御申告も二百万をこしているのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 これは内容があまり何です。私は深くこのことを申し上げるのには恐縮なんです、この辺をやめますけれども、しかし国税庁長官、あなたは少し誠意がなさ過ぎると思ひます。一旦あなたも約束をして出さうという意思を表明されたのですから、それなのにすでにもう一昼夜たつても出せないなんて——こんなものはそれこそ二百万以上であればすでに公示さ

だ。だから二百万以上の分は公示できるのだが、二百万以下だから公示できないという判断をもつておられるのか。どうも昨日あなたからの答弁が一貫してないので、二百万以上の収入は私は絶対であると確信している、年間。そうすれば、これは公示するのが当然であるし、すでに他の部分については新聞にまで堂々と発表しているのに、なぜその部分だけは出せないのか。私は、岸さんのいゝゆる所得が二百万以下といふことはとうてい考えられないので、常識ですよ。

○政府委員(北島武雄君) もちろん、確定申告額におきまして二百万以上でありますれば、税法でこれを公示することになつておりますので、そういう方につきましては、御要求がありまして場合には私も申し上げて差しつかえないわけでありまして、私、きのうお話しがありましてから思い起したのですが、去年のたしか今ごろの週刊朝日でしたか、岸さんの所得が幾らという御質問がございまして、たしか私の記憶では、もちろん二百万はこしておつたように記憶しているわけでありまして、おそらくことしの御申告も二百万をこしているのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 これは内容があまり何です。私は深くこのことを申し上げるのには恐縮なんです、この辺をやめますけれども、しかし国税庁長官、あなたは少し誠意がなさ過ぎると思ひます。一旦あなたも約束をして出さうという意思を表明されたのですから、それなのにすでにもう一昼夜たつても出せないなんて——こんなものはそれこそ二百万以上であればすでに公示さ

れているのだから、そんなもの出すのは至極簡単でしょう。それを出さないというのに対してはあなたの誠意を疑うので、そういう態度をとられるならば、私はまたこの間の標準事表とか効率表を持ち出してあなたとここで一戦やらなければならない。いつもあなた、そういう誠意のない態度をとられるので、私は気分をこわしますよ。どうですか。誠意のあるところで三十一日の早朝には必ず出して下さい。出していただけませんか。

○政府委員(北島武雄君) どうも私自身は誠意ある男だと思っておりますが、ただいままでの私の言動が御信用いただけなのは、大へん私も心外です。これは税法通り参りますと、二百万以上の確定申告者につきましては、たしか五月一日から、五月十五日までの間公示することになっておりまして、その規定によって各税務署が公示いたしているわけでありまして、ですから、正式に申しますと、五月一日から五月十五日までの間でありまして、税務署に行けばわかる、ただ特に二百万以上の者につきましては……

○大矢正君 そういうことを言うからおかしくなる。あなたがそういうことを言われれば、一千万以上の所得者は前から新聞に発表されている。あなた方はそれを意識的に発表されているのですか。それからもう一つは、あなたの所得が二百万をこえていたというのでしょ。内閣総理大臣になる前に二百万円をこえていたのでしょ。その後には例の三千万円の年末の贈り物とかいって、相当国は不景気のように

だけれども、御本人の内容はあまりそうでもないようだが、そうしてみれば二百万円などではとうていおさまらな。何百万円になっているはずですよ。あなたがそういうふうな五月一日とか五月十五日とかいって、理屈をいえるのは、はつきりと誠意のあるところを具体的に示して下さい。

○政府委員(北島武雄君) つべこべ申しまして、またおしかりをこうむりまして何ですが、(意識的に)先生方のお感じではそういうお感じにとられるのは私も残念でございますが、結局どこどこ申しますよりも、率直に税務署から取り寄せて、必要であれば御提出申し上げます。それとともに、二百万円以下でございまして、もし国会の法案の御審議の必要上、御必要であることとございすれば、私ももちろん提出いたします。

○平林剛君 私は租税特別措置法の一部改正案について、政府当局から第一次の御答弁をお願いしております。本質的なことはまた大蔵大臣からお尋ねをいたしたいと思っております。今回の租税特別措置法に対する政府の提案を讀みますと、どうも首尾一貫していない。原主税局長よく御承知のように、昭和三十一年の十二月臨時税制調査会では、現在の特別措置のあるために各種の弊害があるから、租税原則の負担の公平と、税制の簡素化に資するため全面的検討を行い、その整理を行うというところになっておるのでありまして。当時の世論も所得税を中心にする大幅な減税を唱えまして、租税特別措置法に対しては、鋭い批判を

加え、政府もこれに押されて若干の改正を行なったはずであります。しかるにその後政府の議会对するすべての提案は、いずれ審議いたします貯蓄控除制度の創設にいたしまして、輸出所得控除制度の拡充にしまして、経済政策遂行の名において、昨年来の世論に逆行しておるし、政府の態度もまた一貫していない、これはどういふわけですか。この点を最初にお尋ねをいたします。

○政府委員(原純夫君) まことにどうもつとまあお尋ねでございます。事情はこうでございます。昨年の二十六国会では御承知のとおり、各種特別措置の整理は、御記憶かと思ひますが、初年度で二百五十億円の増収を結果すると、平年度では実に四百億の増収になると、申しますことは、昨年の改正の結果、来たるべき昭和三十三年度におきまして、百五十億円の収入がふえるというところになります。つまりこの大きな特別措置の整理が二年間で行われる――二年間というのはちよつと語弊がありますが、というふうな形になっております。で、お話の本筋である特別措置の整理につきましては、現在においてもまた今後としまして、私どもでございましては、必要が薄らぎあるいは消滅する場合には、すみやかにこれを整理するというつもりでおります。なお、その間昨年来の国際収支の危機、これを乗り越えるためのいろいろな施策という際、また昭和三十三年度の予算編成に当りましていろいろ重要な政策を考えられるという際、それを税制の面で配慮する道があるかないかというのを考えますの

は、やはりこれまた必要なことでありますので、お話のような特別措置に対する根本的な態度は持するにいたしても、どうしても必要なものはそのときそのとき軽重を判断して、必要なものは入れて参るという考えでやっております。従いまして整理の方は今後また機会あるごとに検討を深めましてやっております。輸出所得控除の拡充あるいは輸出振興のための特別措置ということは、やはり昨年来の本年の国政を動かしていく上でもやむを得ない、必要であるというふうにお考えをいたしたいと思ひます。

○平林剛君 政府の租税特別措置法に対する考え方は、言葉や文字を聞くとその通り私も納得できるのでありますが、実際は言うこととやることとが一致していない。あなたのお話のように、租税特別措置というものが経済政策を遂行する上には有効な手段であり、その必要性のあるかどうかということも、検討した後に結論をつけるべきでありますけれども、これは別に具体的に審議をいたしませんけれども、言行一致していない。租税の特別措置を創設した当時と現在の情勢を比較した場合に、その目的を果したと思われるものについては、ほんとうはあなたの答弁が文字通りその通りの考え方であるならば、今回の提案に当りてもつけ加えてなければならぬやないか、そうでなければ、言葉だけは租税特別措置については整理をするといふながら、実際に整理はしていない。たとえば私一つの例を申し上げますが、租税特別措置の中にある増資配当免除などはなぜ廃止しないのか。それから、金額はあまり多くありませんけれども、増資登録税軽減の特別措置もなぜ廃止しないの

だ。言うこととやることとが一致していない。私は少くとも特別措置の中で適用期限の定めのあるもので特別の事情のない限り適用期限の延長はせないといい態度でいくならば、当然今上げた二つのことは今回提案になつてはいるべきものだ。いづれ大臣にもお尋ねしますけれども、今日の経済情勢から見ると、政府の経済政策の基本は私は増資奨励の時期であるとは思ひません。昭和三十三年の上半年、例の好況が続いたときに増資はかなり行われて、私今幾らになつてはいるかわかりませんが、それでも、すでにその目的は達しているはずだ。

○政府委員(原純夫君) 平林委員、何か私ども差し上げました資料でいろいろのことが残つておりました、何か間違ひの資料の作り方を……、おかしいのではないかと思ひますが、増資配当免除と増資登録税の軽減は、これは昨年の一月一ぱいで廃止いたしました。それで何か数字が残つておりました。それは、廃止いたしましたけれども登録税の方は、昨年の一月末までに増資した分は、その後二年間配当についてある程度の免税を認めるということになっておりましたから、その数字が出ておるのではなから。従いまして、制度としては廃止いたしております。その点ちよつと何かで誤解をされておるよう

に思ひますので、申し上げます。○平林剛君 それじやもう一つ、これもお尋ねをしておきますが、重要財産免税について、これも従来から重要財産として指定されますと、そのまま相当の収益を上げて、すでに産業の基礎が確立しておつても、情性的に免税の

恩典を受けておりました。これは一般の租税負担が重いとときにはまことに不公平な措置だという批判があるわけであり。これも私の記憶が違つておるのかもしれないが、税制調査会でも、石炭とか銅、電気等は重要物資免税の対象から除外せよ、また指定の物品は三年ないし五年の指定期間を設け現在のうちにそのままする恩典をむさぼることのないようにしなさい、あるいは免税の特典が過度にならないように一定の限度を設けなさいという結論を出しておるのであります。これは実行に移しております。

●政府委員(原純夫君) それは実行に移しております。そしてその結果として減税額が年々八十億円程度というところになっております。これは、今回差し上げております資料におきましては三十億円というところになっております。課税の基礎が御案内の通り非常に広がつてきておりますから、当時の八十億円、今では百億はるかに越す額であります。それをもう三十億をというところを押しえております。ちなみにただいまお話しされました指定したところでもマンネリズムになつて、今では全部期限がついており、期限が来ればもう放つておけばそのままなる。で、また品目につきましても、お話しした炭、電力、銅、いずれも昨年三月をもって廃止いたしました。それからその他免税するにしてもあまり過度になつてはいけません、まあよく言われます東洋レーヨンのナイロンで非常に免税所得が多くなつたというようにことに願ひて、昨年四月以降

のはこの際削るという程度の構想を持つていいのじゃないだろうか、それが私は政府が租税特別措置法については引き続き整理をしていくという考えの一端を表わして、一億円程度で済むのですから、今回あたりはこれを削つてくるような態度をなせおとりになつたのだ、それとも海外支店の設立の傾向をなお奨励するつもりかというよりなことも言いたくなるのであります。整理がでなかつたのですか。

●政府委員(原純夫君) もうおっしゃることは非常にごもっともで、私も税制の見地から考えます限り、もうおっしゃるような結論にびつたり同感でございます。そういう見地で政府部内ではいろいろ議論をいたしました。ただ何分昨年来のこの輸出を振興しなければならぬというのには非常に強いということ、調査会の答申でも、実は期限がきたらやめる部類に入つていたのです。その点は答申は削れということ御指摘いただき、まことに税として輸出振興の必要が非常に大きい、かつ海外支店については乱立は避けるという意味で、相当通産省の方も一方で押えてふるにかけた方で、出すところは、やはりいわば日本の海外に出る耳目であつて、大事なポストだからそれは見てくれと、こゝろ強い要望がありました。おっしゃられる気持は、全然私もそれは間違つていないというよりなことを申すのはございせんが、昨年来の輸出下ライプの強い時期にこれをそのまま整理してしまつてい

るいは金融機関の預金、その他政府関係預り金、あるいは手元の小切手、手形金額相当額、こゝろいったものを差し引いたものでございまして、いわゆる自主的な貯金とみなされるものをいっておるわけでございます。この一兆四千億が三十二年の貯蓄目標でございます。これに對しまして合せて申し上げますが、現在いわゆる一兆一千何百の達成というところが、大体考へておるところでございます。それから次にこの残高全部でございますが、今申しました貯蓄目標の中には、銀行、それから農協組、相互銀行、信用金庫、こゝろいったような中小金融機関、あるいは郵便局、さらに生命保険等を加えておりました。これらの全体の合計の残高と申しますものは、二月末におきまして七兆六千七百五十億ということになっております。

●政府委員(原純夫君) それは実行に移しております。そしてその結果として減税額が年々八十億円程度というところになっております。これは、今回差し上げております資料におきましては三十億円というところになっております。課税の基礎が御案内の通り非常に広がつてきておりますから、当時の八十億円、今では百億はるかに越す額であります。それをもう三十億をというところを押しえております。ちなみにただいまお話しされました指定したところでもマンネリズムになつて、今では全部期限がついており、期限が来ればもう放つておけばそのままなる。で、また品目につきましても、お話しした炭、電力、銅、いずれも昨年三月をもって廃止いたしました。それからその他免税するにしてもあまり過度になつてはいけません、まあよく言われます東洋レーヨンのナイロンで非常に免税所得が多くなつたというようにことに願ひて、昨年四月以降

●平林剛君 まだ残つておる租税特別措置については、近い将来に何か機関を設けて再検討するつもりで、今準備をなさつておりますか。

●政府委員(原純夫君) もうおっしゃることは非常にごもっともで、私も税制の見地から考えます限り、もうおっしゃるような結論にびつたり同感でございます。そういう見地で政府部内ではいろいろ議論をいたしました。ただ何分昨年来のこの輸出を振興しなければならぬというのには非常に強いということ、調査会の答申でも、実は期限がきたらやめる部類に入つていたのです。その点は答申は削れということ御指摘いただき、まことに税として輸出振興の必要が非常に大きい、かつ海外支店については乱立は避けるという意味で、相当通産省の方も一方で押えてふるにかけた方で、出すところは、やはりいわば日本の海外に出る耳目であつて、大事なポストだからそれは見てくれと、こゝろ強い要望がありました。おっしゃられる気持は、全然私もそれは間違つていないというよりなことを申すのはございせんが、昨年来の輸出下ライプの強い時期にこれをそのまま整理してしまつてい

●平林剛君 もう一つ、この貯蓄減税でどの程度貯蓄できるかという質問に對して、原さんは衆議院の大蔵委員会、初年度は千八百億円、平年度は二千二百三十億円だと、こゝろい答弁をなさつておられますけれども、その根拠はどこにあるのですか。

●政府委員(原純夫君) 根拠は、こゝろいふに考へました。過去の実績から、三十三年度においてあるいは三十四年において、この所得税の納税者がどの程度の貯蓄をするかという数字を出すわけでございます。その納税者のうち半分が、この貯蓄控除制度を使うであらうという仮定を立てまして、その半分の人があるいは貯蓄をするであらう額のうち、従来

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

●平林剛君 たとへば今度の租税特別措置法の中にあります海外支店設備等の特別償却のことでありまして、この措置の減取額はあまり多額ではありませぬけれども、最近の海外支店の設置状況から見ると、乱立の傾向にあるということが言われておるのです。私はこの一億円程度の租税特別措置法をさらに延長することに對して何も目のかたきにするわけではありませぬけれども、政府になるべく租税特別措置法を整理しようという気持があれば、今回は貿易の振興という名目でかなり輸出所得控除の拡充を一方においてやつておるのですから、この程度のも

ね、というパーセンテージをとりまして、まあ一年以上の定期貯蓄、定期預金をするところの部分のある程度がこの利益を受けるのだということ、それをたしか四割でしたか、定期預金の四割がこの貯蓄になるであろう、定期預金で、毎年、普通なら定期にいく分が四割この貯蓄になるであろうということ、毎年の新しい所得の中から、この貯蓄に向う部分を推定いたしました。これが、ただいまお話しした平年度二千三百三十億の大部分であります。それから、それだけじゃつまずかない、ネット増というものを期待したい。それから、なお、既往の定期等でありまして、この期間に期限がくるというものは、引き続いて定期あるいは長期の貯蓄になるであろう、これもある程度期待してよろしかろう、その部分を、新たにできる分が、先ほど申しました額の三割、それから、そういう定期の期限がきて延びて参るというのが一割というふうに見まして、先ほどの数字に四割を乗つける。これで、まあ預金系統の額を出したわけでございます。そのほかに、御案内の通り、今回は株式、公社債、それから生命保険というふうなものでもよろしいということにしておりますから、それで出ました額に、そういう株式等の形で貯蓄される部分の額を加えると、それはただいま出ました額の二割ということに推定いたしました、その総合計がお話しした二千三百三十億ということになるわけでございます。

第五部 大蔵委員会会議録第二十三号 昭和三十三年三月二十九日【参議院】

なつた数字が貯蓄減税のおかげで増強されたとか、されなかつたとかいう確証は、何かできるのですか。

○政府委員(原純夫君) 非常にむずかしい問題でありまして、結論として、私は、はっきり確証はできるとは申し上げられなかつたと思つて、いろいろな推測的な観測はできようと思つて、それは、私も努力してやりたいと思つて、私どもが、あまりに明確なものを出してこないんじゃないかならうかということをおそれます。なお、この点は貯蓄増進制度の性格にも触れる問題で、私も、それだけに、この制度がなくてもできる貯蓄が、単純に長い貯蓄になつたというだけでは困ると思つて、御案内の通り、二十万円という限度を暮らにばつと持つてきて、これだけ預けたから、三割減税してくれというふうな、いかにもほかの貯蓄からの振りかえになるというふうなことは避けますように、毎月きまつた額を積んでいく、しかも、六ヶ月は続けてほしいという、これを原則にして、なお、それを貯蓄組合というふうな制度でつないで、貯蓄奨励の基本的な態勢を作るといふような形で、これをそういう行政的な面に役に立つようというふうな配慮で制度を作り、また運用いたしたいと思つておるわけでございます。

○平林剛君 それじゃ、今、原さんが御説明になつた、初年度千八百億、平年度二千三百三十億と、さう言つたて、確認のしよるものもないものであつて、一応貯蓄減税の、どの程度効果があるかといふことを言われた場合に、腰だめで答えておる程度のもので、その責任の持てないような数字と、さう理解してよろしうございませうか。

○政府委員(原純夫君) 私は、貯蓄増進が、この増進の制度は、幾らそれによつてできたかといふことは、びしつと数字が出ると思つておるのです。それは随時、御報告申し上げます。これはもう源泉徴収の統計をとりまします場合に、区分して、幾ら減税になつた、さうしますと、その額の三分の百としますれば、これは何といひますか、貯蓄額が出るわけですから、それでわかってくる。先ほど申ししたのは、その中で、ほんとうにこの制度がなければ、なかつたであろうという貯蓄をチェックするのはむずかしいといひましたので、総体ははっきりわかるつもりでございます。

○平林剛君 結局一年たつてみて、さういふ独創的な、われわれからいへば、大へん批判の強い制度をやつてみて、結論がどう出るか、それによつて、かなり一年後の議論というものは、また改めた角度からできると思つて、あります。さういふ場合の千八百億、二千三百三十億といふのは、どうも控へ目についておるのじゃないかといふことで、逆なことも言えるわけだが、まあ、これは、また別に議論するときはありますけれども、ただ、私は、さきの国会でも、銀行利子免税のときに、特に強調しておいたのでありますけれども、今度の貯蓄減税のほんとうのねらいはどこにあるかといふことは、大へん疑問に思つておるのではありませんが、全国の銀行預金調べを一応あつてみたのでありますけれども、現在の全国銀行預金調べであります、一千万未満あるいはそれ以上の預金が、全預金高の半額を占めておる。だから、銀行利子免税の恩恵を受

けておるのは、私に言わせれば、少しせつちかちかもしませんけれども、少額の資本家たちが、より大きく恩恵を受けておると、さう見ておるわけでありまして、そこで、最近一年間にふえた預金の高を調べてみたのであります。昭和二十八年は七千二百八十四億、昭和二十九年は七千五百七十二億、これはいずれも昭和二十七年の八千五百五十四億を下回つておる。そこで、例の三十年、銀行利子免税が政府から提案された、この結果、昭和三十一年は一兆三千二百七十七億と、さうふえた事実は認められるのでありますけれども、これは、いわゆる大衆貯蓄が増加したのか、それとも、大法人の、あるいは大きな資本家の人たちの資本が集中したのか、さういふような分析については政府は何か結論を持っておられますか。

○説明員(有吉正君) 貯蓄の伸びの源泉が何であるかといふことの御質問でございますが、この点の内容の個々につきまして、なかなかむずかしい問題でございますが、ただ二般的に申しまして、いわゆる銀行の預金あるいはその他の中小金融機関の預金、さういふたよりなものの分けて考えてみますと、先ほどの御質問がございました三十年から三十一年にかけましての預金の伸びと申しますものについては、それぞれの機関が相当に伸びておる次第でございます。従ひまして銀行のみならず、中小金融機関あるいは農協等の預金が伸びておるといふ事実からしましても、一般的に預金が伸びたと、さういふ言えるかと存するわけでございます。ただ三十二年度におきまして、

これがこの預金の――先ほど平林委員のお話の数字から申しますと、若干その数字が落ちるのではないかと私も考えておるのでございますが、これはいわゆる営業性預金と申しますものが減つてきたといふことの現象でございます。長期性の貯蓄的な預金といふものの伸びというものは、やはりある程度伸びてくるというふうに考えられるわけでございます。

○平林剛君 さういふ程度にしまして……

○栗山寛夫君 いやいよ税法の審議に入るわけでありまして、二つばかり資料の要求をお願いしておきたいと思つております。

一つは主税局長の御関係だと思つて、過日あなたが関税の整理統合というか、再検討について考えておるということをおつしやしたのですが、これは国民も非常に関心を持つておることでありまして、今あなたが考えておるにまつて、細目が必要でございますが、ごく大まかな構想というか、項目的な構想、さういふものがある、したならば、ぜひ資料として御提出をお願いしたいということが第一です。

○政府委員(原純夫君) 関税の根本的再検討に關しての資料を整えて出すのはいたします。ただ、ただいまのお話の構想を資料としてというのは、構想となりまして、資料としてでなく、政府の態度――私の個人的なさういふ意見というものを今の段階で出すのはいかかと思つて、今やつておることは、早く考えを固めたいといふことよりも、関税は御案内のように非常に議論がむずかしいわけであつて、何が何でもただけに相税力に裏打ち

されているか、それを今統計的に実証的に検討いたしております。その検討の筋道をおわかりいただくような資料を用意してお目にかけるということにして、構想は、それらが全部新年度においても続けられて全部揃いました上で政府の案として申し上げたい。ただいま、そういう資料を差し上げるようにいたしたいと思っております。

○栗山寛夫君 いろいろ資料でもけっこうでございますから、ちよいだいいましたしまして、資料に基いてまた御意見を伺ねする、こういうことにいたします。

それから第二が、まだ実は国税庁の方から最終的な結末をつける資料をちよいだいいたしてないものですか——私も若干了解はいたしてはおりますが、ちよいだいいたしてないものですか、よくわからないのです。が、過日問題になっておる日新製糖事件は、大へん、私は過日こへ来てあなた方にお尋ねをした言明の内容からいたしまして、遺憾に思っております。それは何かという、第一点は、ああいふ大がかりな脱税行為というものは、決してあの社の個人の行為によつて行われたものではない。会社の組織をあげて行われたのではないかと質問をいたしましたのに対して、はつきりそういう明言はございませんでした。ところがその後新聞紙上の報道するところが真実であるとするならば、検査庁は、森永社長命令によつてやはり組織をあげてやっているのであることを報道されております。そういう認識のもとで国税庁が法人の適正なる所得の把握ができるかどうかというところを一つ疑問を持っております。

第二は、あの膨大な所得が出たのは、いろいろ項目をあげてもいいましたが、さらにこれは委員会の話ではありませんが、あなたのほうの係官との応答で話したのであります。これは裏話といえは裏話です。あの会社の前身である九州製糖時代からずっと引き続いて、相当大量のやみ砂糖の横流しによつて所得が生まれているのではないかとこのことを申し上げたときに、そういう事実はないかと思つたときに、ちよいだいいました。これはまた新聞でやみ砂糖の横流しのことば明かに書かれているのです。そうすると、われわれとしては、国税庁が法人について税の正確なる把握をしなくちゃいかぬ、こういうことになつてくるので、それを追及しながら国税庁の態度いかんと言つて追つた場合に、これはないか、これはないかと指摘したので、否定的な言葉があつて、一方検査当局の手はぐんぐんと私たちの言葉を裏打ちするがごとくに伸びているのです。そういうことでは国税庁の税の取り立てに対して信頼を全幅的にするということはちよつとできなくなる。そこで資料として出していただきたいのは、勤労所得等は、これは百パーセント課税対象になる。中小企業もこの前こで大矢、平林議員が追及しましたように、標準率表とかその他あなた方は虎の巻をお持ちになつておつて、相当きびしくおやりになつておる。そこで残された問題は、大法人の税の調査というものはどういふ工合におやりになつておるか。特に脱税防止という観点から、どういふ工合におやりになつておるか。国税庁をトップとしたピラミッドの全国組織にわたつ

て、そういう国税庁の組織それから調査の方法それから調査の項目、そういうものをどういふ工合におやりになつておるか、これをぜひ資料としてお聞かせ願ひたい、こう思ふのです。国税庁の長官がこれをおやりいただくことと思ひますが、それがもし主税局長の方もここへ何か適切な資料を出し願ひるものがあれば、これまた一つ御提出願ひたいと思ひます。そういうことをして、この際明かにしていただきませんと、税というものを何に何だか大法人というものはまいことをしていけるのだ、擬装してゐるのだ、こういう疑惑が国民の中に充満すれば、納税意識というものはますます低下せざるを得ない。あるいは無理に取られれば、これはやはり政府に対しての抵抗になつていく。これはやはりこの際あつて事件が起きて、刑事的にどうんぞ発展しているのですから、これを裏打ちする意味においても、主税局なり国税庁は当然国会において明かにせられる義務がある、そういう意味で資料の提出をお願いいたします。よろしうございませうか。

○天坊裕彦君 簡単に申し上げます。先ほど平林委員から租税措置法の大体原則的な話が出たのですが、それに関連してお聞きするのです。九十二条の航空機の通行税の問題が、これもまた続けるのですが、先ほど原さんは研究するといふものの中に入つておるのかどうか、それをお答え願ひたい。それからいろいろ個々の問題について原さん自身はいろいろ御意見もおありのやうだが、この航空機の通行税の問題についてどういふふうにお考えになつておるか。もとへ返して一般並みにす

るのか、大体一億くらいだと思ふのですが、やめてしまふということになるのか、その辺の御意見があつたら一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(原純夫君) 九十二条の航空機乗客の通行税の問題は、やはり再検討の項目になる事項だらうと私は思つております。ただそれを今角度をつけて申し上げますことはいかかといふ感じがいたしますので、別な機会に申し上げたいといふふうにいたします。

○天坊裕彦君 ただこれは非常に鉄道と飛行機との関係は不合理だと思ふのです。今のままで、おそらく博多までの間に、飛行機のお客さんは運賃は一万二千円ぐらいです。ところが汽車で行つても、もし特急でも乗つて行けばやはり一万二千円ぐらいで、税金は二千円以上かかる。それは非常に私は不合理だと思ふのですが、これはやはり早急に何か解決する方法を講じてもらわなかつたかといふかと思ふのですが、この点……。

○政府委員(原純夫君) 通行税の性質からいいますと、おっしゃる通りだと思ふのです。ただまあ特別措置としてしばらくやつてゐるというものは、若干あつて直接消費税の本質からいって、会社の経営収支に引つぱられたといふやうな感じがしないでもありません。で、またその経営収支の方も御案内の通り日本航空は非常によくなつてきてゐる。もう一社の方はまだ苦しいやうですけれども、ただあれをどういふ経営収支だけでやつてよろしいかどうかといふことで、私も根本的に問題があつたといふふうには思つております。

が、なお、十分研究した上でありませんと、私勝手に角度をつけて申し上げるのも何でございますから、今おつしやつた点は建前としてもう全然お話の通りだといふ気持で、なお、十分研究して参りたいと思ひます。

○理事(西川基五郎君) 残余の質疑は次回に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

一、法人税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

一、酒税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

一、関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

が、なお、十分研究した上でありませんと、私勝手に角度をつけて申し上げるのも何でございますから、今おつしやつた点は建前としてもう全然お話の通りだといふ気持で、なお、十分研究して参りたいと思ひます。